

旧中央小学校跡地活用事業 事業者公募要項



令和3年9月
前橋市

目 次

【はじめに】	．．． P 4
1 公募の概要	
(1) 事業の名称	．．． P 4
(2) 事業の実施場所	．．． P 4
(3) 事業の目的	．．． P 4
(4) 対象施設の概要	．．． P 5
(5) 対象地域の設備状況	．．． P 6
(6) 既存建物の解体等	．．． P 8
(7) 事業期間と事業の仕組み	．．． P 8
(8) 公募スケジュール	．．． P 10
(9) 選考方法等	．．． P 10
2 活用事業について	
(1) 公募に至る背景	．．． P 11
(2) 活用事業の目的等	．．． P 12
(3) 活用事業の対象施設の範囲	．．． P 12
(4) 地域貢献	．．． P 12
(5) 提案すべき事項	．．． P 13
(6) 設計・施工条件	．．． P 13
(7) 地域説明会	．．． P 13
3 活用上の制約等	
(1) 市街化区域における規制	．．． P 13
(2) 供給処理設備	．．． P 13
(3) 体育館	．．． P 14
(4) 埋蔵文化財調査	．．． P 14
(5) 営業用看板等の施工	．．． P 14
(6) 敷地内の立木（桜等）	．．． P 14
(7) その他	．．． P 14

4 貸付等の条件

(1) 貸付の方法	・ ・ ・ P 1 5
(2) 貸付期間	・ ・ ・ P 1 5
(3) 賃貸借料基準額	・ ・ ・ P 1 5
(4) 賃貸借料	・ ・ ・ P 1 5
(5) 賃貸借料の支払方法	・ ・ ・ P 1 5
(6) 契約保証金	・ ・ ・ P 1 6
(7) 賃貸借料の改定	・ ・ ・ P 1 6
(8) 公正証書等作成の費用負担	・ ・ ・ P 1 6
(9) 維持管理	・ ・ ・ P 1 6
(10) 大規模改修に関する市の考え方	・ ・ ・ P 1 7
(11) 既存建物の解体に関する市の考え方	・ ・ ・ P 1 7
(12) 契約満了時の留意事項	・ ・ ・ P 1 7

5 応募手続き

(1) 公募要項公表から質疑応答まで	・ ・ ・ P 1 8
(2) 応募登録（提案登録）	・ ・ ・ P 1 8
(3) 応募申込み（企画書提出）	・ ・ ・ P 2 1

6 企画提案書等作成要領

(1) 企画提案書	・ ・ ・ P 2 3
(2) 事業実績に関する資料	・ ・ ・ P 2 4

7 選考（優先交渉権者の決定）

(1) 選考体制	・ ・ ・ P 2 4
(2) 審査委員会の運営	・ ・ ・ P 2 4
(3) 優先交渉権者の決定方法	・ ・ ・ P 2 4
(4) 優先交渉権者等の選考結果の通知及び公表	・ ・ ・ P 2 5
(5) 審査方針及び審査項目	・ ・ ・ P 2 5
(6) 資格の喪失	・ ・ ・ P 2 6

8 基本協定の締結

(1) 事業計画の策定	・ ・ ・ P 2 7
(2) 事業計画協議書の提出	・ ・ ・ P 2 7
(3) 基本協定の締結	・ ・ ・ P 2 7

(4) 優先交渉権者決定の取消等	・・・ P 2 7
(5) 費用負担	・・・ P 2 7

9 定期借家契約又は事業用定期借地権設定契約の締結

(1) 契約の締結	・・・ P 2 8
(2) 費用負担	・・・ P 2 8
(3) 着工時期等	・・・ P 2 8

1 0 契約期間における義務

(1) 調査協力と活動報告	・・・ P 2 8
(2) 事業計画の変更	・・・ P 2 8

1 1 契約満了後の再契約

・・・ P 2 8

1 2 業務継続が困難となった場合の措置

(1) 事業者の責めに帰すべき事由による場合	・・・ P 2 9
(2) 事業者の責めに帰すことができない事由による場合	・・・ P 2 9

1 3 問い合わせ先一覧

・・・ P 2 9

1 4 担当、受付窓口

・・・ P 3 0

【はじめに】

- 前橋市（以下「市」という。）は人口約 33 万人を有し、群馬県の県都として、行政・産業・教育・文化などの多方面にわたる高次な都市機能を有する中核市として発展してきました。
- 旧中央小学校は、昭和 32 年(1957 年)の開校以来、多くの子どもたちを見守ってきた教育の場であるとともに、地域のコミュニティ活動の場でもありましたが、平成 28 年(2016 年)3 月末をもって桃井小学校と統合となり、桃井小学校として 2 年間使用した後、平成 30 年(2018 年)3 月末をもって閉校しました。
- 閉校後の跡地について、市場性の有無や公募事業の成立可否などを把握するため、民間事業者との“対話”により活用アイデアを調査する「対話型市場調査」を令和 2 年度に実施し、民間事業者による活用可能性を把握することができました。
- 市では、民間事業者のノウハウを活かし、旧中央小学校の既存建物活用を基本に、周辺環境との調和に配慮しつつ、公共的な施設としての活用を目指すこととしました。
- 本事業者公募要項は、旧中央小学校跡地活用事業の実現を図るための事業者公募について必要な事項を定めるものです。

1 公募の概要

(1) 事業の名称

旧中央小学校跡地活用事業

(2) 事業の実施場所

群馬県前橋市表町一丁目 22 番 33 号

(3) 事業の目的

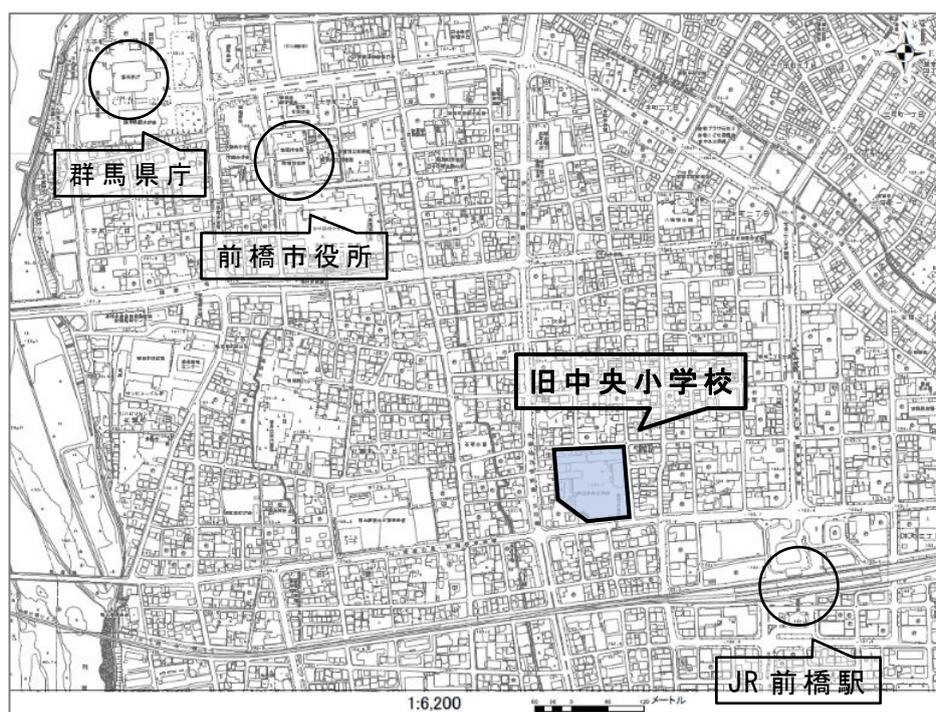
本事業は、長年にわたって教育や地域のコミュニティ活動の場として親しまれ、平成 30 年(2018 年)3 月末をもって閉校した旧中央小学校について、民間事業者のノウハウを活かすことで、この施設の魅力を最大限に活用したいと考えております。

また、事業活動を通じて、中央地区及び市全域への地域貢献や活性化を目指します。

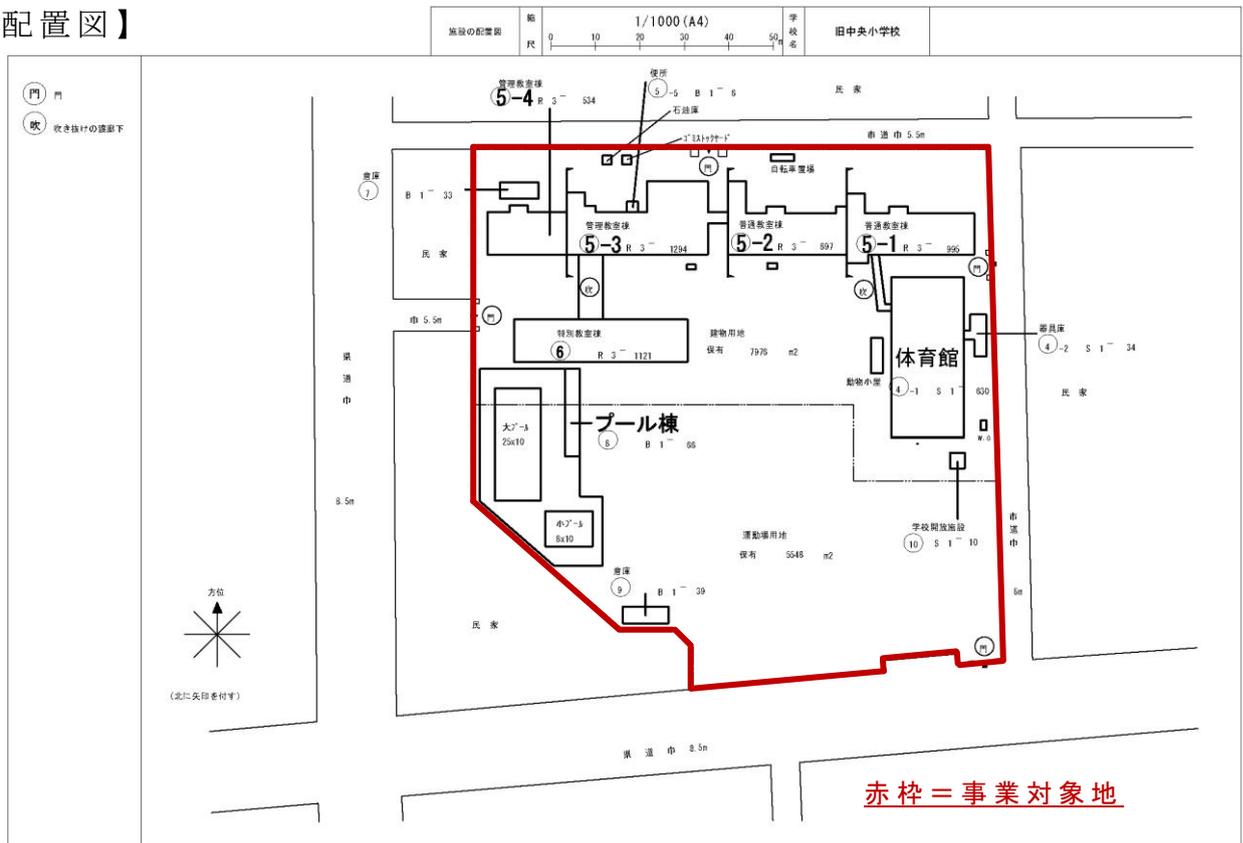
(4) 対象施設の概要

所在地	群馬県前橋市表町一丁目 22 番 33 号					
土地の概要	表町一丁目 22 番 3 学校用地 (公簿面積)13,385.00 m ²					
既存建物の概要 ※配置図を参照 ※校舎、体育館は、 耐震補強済み	建物	建築年月	構造	階数	建築面積 (m ²)	延床面積 (m ²)
	校舎⑤-1	S46.4	RC	3	346.27	995.00
	校舎⑤-2	S47.3	RC	3	299.00	897.00
	校舎⑤-3	S48.2	RC	3	489.43	1,294.00
	校舎⑤-4	S49.2	RC	3	178.71	534.00
	校舎⑥	S49.2	RC	3	373.62	1,121.00
	体育館	S41.1	S	1	630.00	630.00
プール棟	S55.3	S	1	66.00	66.00	
用途地域	近隣商業地域(建ぺい率 80%、容積率 300%) 前橋市立地適正化計画(都市機能誘導区域)					
指定避難所の指定	なし(小学校として利用していた時は指定避難所に指定)					
水位周知河川氾濫 による浸水想定	なし ※前橋市総合防災マップ(改訂版)(令和3年6月発行)					
土壌汚染	未調査(小学校として利用する以前に工場等が立地していた経緯なし)					
登記	建物は未登記(今後も登記の予定なし)					
閉校年月	平成28年(2016年)3月末に旧中央小学校は閉校 ※平成30年(2018年)3月末まで桃井小学校として利用					
アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・JR前橋駅から徒歩で約5分(約400m) ・関越自動車道前橋ICから車で約15分(約4.5km) 					
その他法令制限	事業応募者でご確認ください。					

【位置図】



【配置図】



(5) 対象施設の設備状況

① 閉校後の維持管理

電気	継続 [電気容量] 設備容量：80kVA 受電電圧：6,600V
水道	休止
排水処理	公共下水道
ガス	休止(都市ガス)
機械警備	継続
自家用電気工作物点検	継続
消防設備点検	継続
遊具点検	休止
プール点検	休止
受水槽点検	休止

② 特記事項

ア 空調設備

校舎内の空調設備（ガス式）については、職員室、校長室、保健室、図書室、音楽室、技士室のみ設置してありますが、機器本体が古いため故障する可能性があります。また、部品の取り扱いがなく、修理の際には全交換を要すると思われます。

なお、普通教室の空調設備については室外機が撤去され、冷媒配管のみ残置されています。

イ 暖房設備

ボイラー等の設備はありません。

ウ インターネット環境

光回線の提供エリアであり、電柱からパソコン室までの光配線設備はあります。その先、校内の設備は基本的に撤去してあります。

エ アスベスト（石綿）

吹付けアスベスト及び吹付けロックウール（アスベスト含有率0.1%を超えるもの）は分析調査の結果、確認されていません。吹付けパーライト、吹付けバーミキュライトは飛散のおそれがなく、アスベスト含有率1%を超えないことまで確認していますが、含有率0.1%を超えるかの分析調査は行っておらず、またその他のアスベスト含有建築材料（吹付け仕上塗材、成型品等）についても飛散のおそれがないため、分析調査は行っていません。

石綿含有保温材等は、ばく露のおそれがない状態に措置されていますが、分析調査は行っていません。

オ PCB（ポリ塩化ビフェニル）

受変電設備内で使用中の30kVAトランス1基に微量のPCBが含有しています。令和9年（2027年）3月までに撤去が必要です。

カ 自家用電気工作物

受変電設備（キュービクル）は、設置から40年以上が経過しているため経年劣化がみられ、更新が必要な状況です。

また、高圧開閉装置（PAS）は、平成8年（1996年）製で寿命期であり、更新が必要な状況です。

キ 放送設備

校舎内の放送設備は、放送卓及びスピーカー等がありますが、経年劣化が著しい状況です。

ク ブロック塀等

学校周囲のブロック塀等において老朽化がみられ、改修が必要な箇所があります。また、建築基準法不適合箇所があります。

ケ 給水設備

宅内漏水あり。漏水箇所不明のため、調査修繕が必要と思われます。

※カ、ケについては、原則市が更新、修繕等を行います。賃貸借料基準額を大幅に下回る場合は、事業者負担により更新、修繕等を行ってください。

(6) 既存建物の解体等

既存建物の活用を基本としますが、新改築することが合理的な場合は解体提案も可とします。また、建物の譲渡の提案（基準額を下回る提案も含む）も可とします。

(7) 事業期間と事業の仕組み

① 基本協定の締結

市は、公募により選定された優先交渉権者との間で事業実施に係る基本協定を締結します。

② 定期借家・事業用定期借地権設定に関する契約の締結

定期借家契約の期間については20年以内とし、事業者と締結した基本協定に基づき、公正証書等による定期借家契約で定めるものとします。

また、建物を全部解体若しくは譲渡した場合、事業用定期借地権設定に関する契約の期間は30年以内とし、公正証書等による事業用定期借地権設定契約で定めるものとします。ただし、この場合借地権の登記はできないものとします。

なお、契約期間には、原則として事業に向けた施設整備に要する期間及び撤去等に要する期間を含みます。

③ 事業実施に向けた施設整備等

事業者は、事業を実施する上で必要となる施設の整備（貸付対象地における駐車場整備等を含む）について、自らの資金負担により行うこととします。

④ 施設の運営・維持管理・修繕

事業者は、原則として施設を運営する期間を通じ、施設の運営及び維持管理並びに必要となる日常的な修繕について、自らの資金負担により行うこととします。

⑤ 事業実施場所の返還

事業者は、事業者が整備を行った施設について、市が承認した部分を除き、自らの資金負担により建物等を解体し、市に返還するものとします。

⑥ 工事施工事業者の選定

発注する解体工事、新築工事、改修工事等事業者選定を行う場合、前橋市建設工事競争入札参加資格審査を申請し、入札参加資格の認定を受けている市内事業者（前橋市内に本店を有する者）を選定するものとします。

また、共同企業体を結成する場合は市内事業者を参加させるものとし、前橋市特定建設工事等共同企業体運用基準を準用するものとします。

なお、上記の要件を満たさない場合は、双方で協議するものとします。

(8) 公募スケジュール

募集及び選定のスケジュールは、次のとおりです。なお、関係様式は、「様式集（本要項 P 3 1 以降）」に定めるとおりです。

事業者公募要項の配付	令和3年(2021年)9月1日(水)～
質問受付期間	令和3年(2021年)9月15日(水)～ 令和3年(2021年)9月29日(水)
応募登録申請期間	令和3年(2021年)12月1日(水)～ 令和3年(2021年)12月8日(水)
応募期間(企画提案書等提出期間)	令和3年(2021年)12月13日(月) ～令和3年(2021年)12月24日(金)
一次審査(書類審査)結果通知	令和4年(2022年)1月上旬
二次審査(プレゼンテーション)	令和4年(2022年)1月中旬
優先交渉権者の決定	令和4年(2022年)2月中旬
基本協定の締結	令和4年(2022年)2月下旬
優先交渉権者との協議・調整	令和4年(2022年)2月下旬～
議会説明、地域説明会の実施	令和4年(2022年)2月下旬
仮契約	令和4年(2022年)2月下旬以降、 協議により定める
公正証書等による定期借家契約又は事業用定期借地権設定契約の締結	
契約期間の開始	
施設整備工事、事業実施に必要な各種申請、事業開始	

(9) 選考方法等

- ① 事業の優先交渉権者の決定にあたっては、「一般公募型プロポーザル方式」を採用し、審査の結果、最も優れた提案を行ったと認められた者を優先交渉権者とします。
- ② 優先交渉権者は、本契約前に市と基本協定を締結します。
- ③ 基本協定に基づき、条件の細部を協議調整し、議会説明及び地域説明会を行います。その後、最終的に契約を締結できるか調整します。
- ④ 事業者は市との間で、定期借家契約又は事業用定期借地権設定契約の締結及び必要な手続きを行った後、事業に着手します。

2 活用事業について

(1) 公募に至る背景

① 全国的な廃校活用の状況

文部科学省所管の「みんなの廃校プロジェクト」によると、少子化による児童生徒数の減少により、全国で毎年470校前後の廃校が発生しています。現存する廃校施設等のうち、約75%が何らかの活用がされており、地域の実情やニーズに合わせた廃校活用が進んでいます。

【参考】みんなの廃校プロジェクト(文部科学省ホームページ)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm

② 民間活力の導入

令和2年(2020年)12月に政府が発表した、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、「公的不動産について、地域の価値や住民満足度の向上、新たな投資やビジネス機会の創出につなげるための官民連携を積極的に推進する」との記載があり、公共資産の活用にあたって民間活力を積極的に導入することの重要性が示されています。

市では、平成27年(2015年)8月に「前橋市公共施設等総合管理計画」を策定し、市が保有する資産(土地・建物など)を経営資源と捉え、全庁横断的、中長期的な視点から、市有資産の総合的なマネジメントに取り組むための基本的な考え方や方向性を示しています。同計画における今後の方針では、「市民負担を軽減し、資産を効率的に活用するには、行政の視点以外の多様な選択肢を検討する必要があります。民間活力の導入に向けた、市場調査をはじめ連携強化や情報交換等を行うなかで利活用の幅を広げる工夫を行います。」と定め、市としても民間活力の導入を推進することとしています。

③ 対話型市場調査の実施

旧中央小学校の既存建物及び土地の利活用検討にあたっては、地域貢献や財政貢献など、より多角的な視点から検討を加えるとともに、様々な可能性を調査し、把握する必要があると考え、令和2年度に民間事業者との“対話”を通じて市場性の有無や活用のアイデアを調査する「対話型市場調査」を実施しました。

調査には市の内外から9事業者が参加し、民間事業者による活用可能性を把握することができました。本事業者公募要項は、この調査結果も踏まえて策定しています。

(2) 活用事業の目的等

① 目的

「1 (3)事業の目的」及び「2 (1)公募に至る背景」を踏まえ、本跡地の価値を高め、かつ、市が第七次前橋市総合計画2021年度改訂版(以下「総合計画」という。)で将来都市像として掲げている「新しい価値の創造都市・前橋」を実現するための活用事業を実施します。

具体的には、将来都市像を実現するために総合計画に掲げた6つの柱に基づくまちづくりに合致した活用事業を行います。

ア 人をはぐくむまちづくりへの貢献

イ 希望をかなえるまちづくりへの貢献

ウ 生涯活躍のまちづくりへの貢献

エ 活気あふれるまちづくりへの貢献

オ 魅力あふれるまちづくりへの貢献

カ 持続可能なまちづくりへの貢献

※総合計画についての詳細は、本市ホームページをご参照ください。

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/seisaku/seisakusuishin/gyomu/5/1/1/27813.html>

② 事業の種類

今回は、公共的な施設としての活用を目指します。ここでの公共的な施設とは、前橋市立地適正化計画において定める、都市機能誘導施設(福祉、商業、医療、教育・文化、子育て)のうち、商業施設を除いたものをいいます。

また、施設の通常的な運営経費は、市からの補助金や委託料によらず、自主運営を前提とします。

(3) 活用事業の対象施設の範囲

事業者が活用すべき対象範囲は、「1 (4)対象施設の概要」で示した敷地全体とします。一部だけを借り受ける提案は行えませんのでご注意ください。

(4) 地域貢献

活用事業が継続的に行われていくためには、地域貢献が重要な要素です。自らが主体となり実施することが可能であり、日常的又は定期的に地域住民あるいは市民を対象とした相互交流が行える機能を導入してくだ

さい。なお、ここでいう機能については、住民交流を目的にした専用スペースの設置を条件とするわけではありません。

また、長期的に地域と良好な関係を築いていくための地域の要望に対する考え方などを提案してください。

(5) 提案すべき事項

「2(2)活用事業の目的等」の目的等に合致した内容に加え「2(4)地域貢献」で示した機能等の内容を提案してください。

その他詳細は、「6 企画提案書等作成要領」を確認してください。

(6) 設計・施工条件

事業者は、活用事業の実施に必要な改修工事等の計画にあたっては、次に掲げた事項について配慮してください。

ア 周囲の景観に配慮したデザインとしてください。

イ 低炭素まちづくりに寄与する環境に配慮した設計としてください。

(7) 地域説明会

事業者は、基本協定の締結後、市が設営する地域説明会において、活用事業について説明していただきます。地域説明会での意見等は、長期的に地域と良好な関係を築いていくため、可能な限り活用事業の実施・運営への反映に努めてください。

その他、必要に応じて市が議会や地域住民等に対し説明を行う場合、市から同席を求められた際は、説明会に参加し自らが行う活用事業について必要な説明を行ってください。

3 活用上の制約等

(1) 市街化区域における規制

本施設は、市街化区域内にあります。計画内容により開発行為の協議、申請等が必要な場合がありますので、市の関係課と十分に確認を行ってください。

(2) 供給処理設備

① 上水道及び下水処理

周辺の上水道管が引き込まれています。追加で引き込み工事などが必要となる場合は、市水道局と協議の上、事業者の責任（費用負担等）に

より行ってください。その他上水道に関して不明な点は、市水道局に確認してください。

なお、下水処理については、公共下水道が設置されています。

② 電気及び電話

追加で電気及び電話の引き込みが必要となる場合は、供給事業者と協議の上、事業者の責任（費用負担等）により行ってください。

その他電気及び電話に関して不明な点は、供給事業者に確認してください。

③ ガス

本施設は、都市ガスエリアです。使用する場合は、ガス事業者と協議の上、事業者の責任（費用負担等）により行ってください。

その他ガスに関して不明な点は、ガス事業者に確認してください。

(3) 体育館

令和5年（2023年）4月1日までに公立学校施設整備費補助金の目的外の貸し出しや解体を行った場合、国に対して補助金の返還が生じます。このため、令和5年（2023年）4月1日以前に体育館の活用や解体を検討する場合、別途協議が必要となります。

(4) 埋蔵文化財調査

前橋市宅地開発指導要綱第3条に該当する開発を行う場合は、埋蔵文化財調査について、市の教育委員会事務局文化財保護課と協議してください。

(5) 営業用看板等の施工

営業用看板を設置、あるいは既存建物等の外装に変更を行う場合は、前橋市屋外広告物条例、前橋市景観条例に則って施工してください。

(6) 敷地内の立木（桜等）

既存立木（桜等）を伐採する場合には、市と協議するとともに、地元自治会等へ説明してください。

(7) その他

地域住民からは、以下の要望が寄せられています。利活用の検討にあたりご注意ください。

- ① 避難場所としての機能を残してほしい。
 - ② 地域交流（グラウンドゴルフ等）ができる機能を残してほしい。
 - ③ 中央小学校があった証として、石碑などの標柱を設置してほしい。
- ※石碑の設置費用については、市の負担で対応を検討中です。

4 貸付等の条件

(1) 貸付の方法

市と事業者は、借地借家法第38条に規定する定期借家契約、又は、同法第23条第2項に規定する事業用定期借地権設定契約を締結します。なお、契約締結にあたっては、公正証書等によることとします。

(2) 貸付期間

定期借家契約の契約期間は20年以内とします。

事業用定期借地権設定契約の契約期間は30年以内とします。

(3) 賃貸借料基準額

本件対象について、不動産鑑定士の算定による不動産意見価格から求められる賃貸借料を基に、本事業者公募における賃貸借料基準額を以下のとおり定めます。

◇（土地＋建物）賃貸借料基準額	6,449,000円／月
	（別途消費税及び地方消費税）

※建物の一部を解体した場合、基準額が減額となります。

◇参考（更地）	賃貸借料基準額	2,046,000円／月
◇参考（建物譲渡）		61,000,000円

(4) 賃貸借料

月額賃貸借料は、「賃貸借料提案価格（様式第12号）」にて提案された価格を基に定めることとします。

なお、賃貸借料提案価格が、市が定める賃貸借料基準額を下回った場合は、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき市議会の議決が必要な場合があります。

(5) 賃貸借料の支払方法

賃貸借料（月額）は、賃貸借期間の最終月を除き、市が指定する期日までに支払ってください。

ただし、契約書で定める開始日の属する月にあつては賃貸借料（月額）に当該月の賃貸借日数に応じた日割賃貸借料、賃貸借契約の最終月の前月にあつては賃貸借料（月額）及び最終月の賃貸借日数に応じた日割賃貸借料を支払ってください。

(6) 契約保証金

契約保証金は、賃貸借料 1 2 か月分の額とし、契約締結までに一括して支払ってください。

なお、契約保証金は、契約満了後に、債権債務を相殺（未払いの賃貸借料、契約満了日までの損害金等の債務を控除した残額を返還）した上で、無利息で返還します。

また、保証金返還請求権の譲渡又は質入れは認めません。

(7) 賃貸借料の改定

社会経済情勢の変動その他の理由により、賃貸借料の額が実情に沿わなくなったときは、双方協議の上、賃貸借料を改定することができることとします。

(8) 公正証書等作成の費用負担

事業者が負担するものとし、賃貸借料改定等で変更契約が必要となる場合も同様とします。

(9) 維持管理

① 本施設の引き渡し後、貸付範囲の維持管理については、事業者が自己の負担で行うものとし、具体的には、次に記載した費用を想定しています。

- ア 光熱水費
- イ 貸付範囲で発生するごみ処理費用
- ウ 貸付範囲の設備又はこれに類する機器の維持管理費用（法定点検、清掃等）
- エ 活用事業として機械警備が必要な場合の維持管理費用
- オ 貸付範囲で必要となる除草費用
- カ 貸付範囲で必要となる立木の維持管理費用
- キ 備品及び消耗品費
- ク その他貸付範囲の使用に伴い発生する一切の費用

② 事業者が必要とする修繕については、事前に市の承諾を得た上で、事業者が自己の負担で行うものとします。

③ 活用事業の実施にあたり、事業者が故意又は過失などにより市又は第三者に損害を与えた場合は、事業者が賠償責任を負うことになるため、事業者は、損害賠償責任保険に加入するものとします。

なお、契約締結にあたり、保険に加入したことを証する書面の写しを市へ提出してください。（保険の年次更新の際も同様に速やかに市へ写しを提出してください。）

(10) 大規模改修に関する市の考え方

主要6部位（躯体、屋根・防水、外壁、外部建具、給排水・衛生・給湯設備及び受変電設備）に関する大規模改修費用については、賃貸借料が賃貸借料基準額を上回った場合は市が全て負担します。大幅に下回る場合については、事業者負担により大規模改修を行ってください。この場合、建物の譲渡を希望する場合は、譲渡価格提案（様式第14号）を提出してください。

(11) 既存建物の解体に関する市の考え方

既存建物を解体する場合の費用については、更地の賃貸借料が賃貸借料基準額を上回った場合は市が全て負担します。大幅に下回る場合については、事業者負担により解体をしてください。

(12) 契約満了時の留意事項

事業者は、定期借家契約又は事業用定期借地権設定契約が満了するまでに、市が承認した部分を除き、自らの資金負担により建物等を解体し、市に返還するものとします。

ただし、市が現状のままで返還することを承認した部分は除きます。事業者は、造作の買取並びに必要な経費及び有益費の償還等の請求を行うことはできません。

なお、事業者が事業継続を希望する場合は、協議の場を設けることとします。

5 応募手続き

(1) 公募要項公表から質疑応答まで

① 公募要項の公表

公募要項等の関係書類については、令和3年9月1日（水）から同年11月30日（火）まで、本市ホームページからダウンロードできます。
<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/seisaku/seisakusuishin/gyomu/4/9/29547.html>

② 現地見学及び詳細図面の閲覧

現地見学及び詳細図面の閲覧を希望する場合は、担当窓口まで連絡してください。

③ 質疑応答

事業者公募要項等に対する質疑応答を以下のとおり行います。

ア 質問受付期間

令和3年9月15日（水）から令和3年9月29日（水）まで

イ 受付方法

「事業者公募要項質問書（様式第1号）」に質問及び必要事項を記入の上、連絡先メールアドレス宛て（本要項P30に記載）に送付してください。件名は【質問】としてください。電話又は口頭による質問は受付できませんのでご注意ください。

ウ 回答方法

質問に対する回答は本市ホームページに公表します。受付期間中であっても整理できたものから随時公表する予定です。

なお、質問内容も公表しますので、アイデア保護等の観点から公表に支障のある内容についてはご注意ください。

また、単なる意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがあります。

(2) 応募登録（提案登録）

企画書を提出する前に、事業者の資格基準を審査するものです。

① 応募登録者の資格

応募登録者は、次に掲げる資格基準を満たす法人格を有する団体又は複数の団体からなるグループとします。グループによる応募の場合は、全ての構成員が資格基準を満たすものとします。

資格基準

- ア 納税証明書、保険加入書類及び決算書類が適切に整えられていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4で規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者等でないこと。
- ウ 破産法の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。
- エ 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っている法人でないこと。
- オ 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人でないこと。
- カ 公租公課を滞納していないこと。
- キ 役員等（役員（役員として登記または届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）をいう。以下同じ。）が、前橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でない者及び役員等が、暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当しないこと。
- ケ 公募要項の内容及び関係法令を遵守できること。
- コ 複数の団体からなるグループとして登録する場合は、書面により定め、代表の団体を設定することとし、この代表団体は法人格を有するものとします。ただし、応募登録者の要件を満たさない団体等が含まれるグループは登録不可とします。また、同一の団体等が複数のグループに属して登録すること及び別途単独で登録することは不可とします。

② 応募登録手続き

事業者公募への参加を希望する法人又はグループは、応募登録を行ってください。なお、応募登録後に企画提案書を提出できない等の事例が発生した場合について、応募登録を行った事業者が不利益な取扱を受けることはありません。

ア 受付期間

令和3年12月1日（水）から令和3年12月8日（水）まで

イ 受付時間

土日祝日を除く、平日の8時30分から17時15分まで

ウ 受付方法

次の「エ 応募登録書類」を、市担当まで持参又は郵送により提出してください。郵送の場合には、配達証明付書留郵便とし、12月8日（水）必着とします。その場合、事前に郵送提出の旨を市担当まで連絡してください。

エ 応募登録書類

次に掲げた各書類を5部（1部原本、4部写し）提出してください。グループとして登録する場合は、全ての団体等について書類を提出してください。書類は、A4版縦方向長辺（A3版はA4版に折込み）としてください。また、インデックスを付けてください。

(ア) 応募登録申込書（様式第2号）

(イ) 応募団体の概要（様式第3号）〔設立年月日、資本金、業務内容、事業経歴、主要取引先等〕

※ほかに応募団体の概要を紹介したパンフレット（任意提出）

(ウ) 資格基準を満たす旨の誓約書及び調査同意書（様式第4号）

(エ) 定款、規約その他これらに類する書類

(オ) 法人の登記事項証明書

(カ) 納税証明書（都道府県税、市町村税、消費税及び地方消費税、法人税）

(キ) 労働保険、社会保険の加入を確認できる書類（各保険料領収書の写し）

(ク) 決算書類（最近期3年分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）

※(オ)、(カ)については、発行後3か月以内のもの。

※(カ)については、本店等所在の自治体及び税務署で交付されたもの。

※登録書類は、必要に応じて追加書類の提出を求め場合があります。

③ 資格審査及び結果通知

応募登録申込者は、応募登録書類についての資格審査を経て登録されます。資格審査結果については、市担当者から応募登録申込者（グループの場合は代表団体）に連絡します。

④ 応募登録の取消

次に掲げる事項に該当する場合は、応募登録を取り消します。この場合、応募登録を取り消された者の応募した提案は無効になります。

ア 「①応募登録者の資格」で定める資格基準を満たさなくなった場合

イ 申込内容に虚偽や重大な変更等があった場合

⑤ 応募登録の辞退

応募登録者は、登録を辞退する場合、応募登録辞退届（様式第5号）に必要事項を記入の上、市担当までメール、郵送又は市担当者まで提出してください。メール、郵送の場合には、事前に連絡してください。

⑥ 公募要項の承諾

応募登録書類の提出をもって本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

⑦ その他

応募登録書類は返却しません。

(3) 応募申込み（企画書提出）

資格審査を経た応募者から企画書の提出を受けるものです。

① 応募者の資格

応募者は、「5(2)応募登録」による登録者とします。なお、登録内容に変更が生じる場合は、応募を申し込む前に市担当者と協議をしてください。

② 応募手続き

応募申込みを次のとおり受け付けます。

ア 受付期間

令和3年12月13日（月）から令和3年12月24日（金）まで

イ 受付時間

土日祝日を除く、平日の8時30分から17時15分まで

ウ 受付方法

次の「エ 応募書類」を、担当まで持参又は郵送により提出してください。郵送の場合には、配達証明付書留郵便とし、12月24日（金）

必着とします。その場合、事前に郵送提出の旨を市担当まで連絡してください。

エ 応募書類

次に掲げた各書類について、(ア)は1部、(イ)、(ウ)は各15部提出してください。(イ)、(ウ)については、A4版縦方向長辺（A3版はA4版に折込み）としてください。また、インデックスを付けてください。

(ア) 応募申込書（様式第6号）

(イ) 企画提案書

※「6 企画提案書等作成要領」に沿って作成してください。

(ウ) 事業実績に関する資料

※「6 企画提案書等作成要領」に沿って作成してください。

③ 禁止事項

企画提案については、1団体につき1案とします。複数の提案はできません。

④ 応募の取消

次に掲げる事項に該当する場合は、応募を取り消します。

ア 「5(3)③禁止事項」に該当するなど、公募要項に定める手続きを遵守しない場合

イ 応募内容に虚偽や重大な変更等があった場合

⑤ 応募の取下

応募の取下を行う場合は、応募取下届（様式第7号）に必要事項を記入の上、市担当までメール、郵送又は市担当者まで提出してください。メール、郵送の場合には、事前に連絡してください。

⑥ その他

ア 応募書類の取扱

提出された応募書類は返却しません。また、提出された書類は、原則として情報公開の対象とはならない法人情報として扱います。

イ 費用負担

応募書類の作成及び提出に関して必要となる費用は応募者の負担とします。

6 企画提案書等作成要領

「5(3)応募申込み」にて提出する応募書類（企画提案書及び事業実績に関する資料）は、次のとおり作成してください。

(1) 企画提案書

① 基本的な考え方（様式第8号）A3版横・3枚以内

本施設における施設名称、事業の目的・理念及び活用事業の概要を記載してください。

② 地域貢献概要書（様式第9号）A3版横・1枚

ア 日常的又は定期的に地域住民あるいは市民を対象とした相互交流機能の概要を記載してください。

イ 地域住民の要望（本要項P14）に対する考え方を記載してください。

③ レイアウト案

ア 敷地全体のレイアウト案を記載してください。

イ 各建物のレイアウト案を記載してください。

ウ その他レイアウト構成を説明するために必要な事項（鳥瞰イメージ、写真イメージ等）があれば記載してください。

※様式は特に定めませんので、任意の形式で提出してください。

④ 事業開始までのスケジュール

優先交渉権者決定後の施設改修の設計期間、工事期間、各種申請に要する予定期間等、事業開始までのスケジュールを記載してください。

※様式は特に定めませんので、任意の形式で提出してください。

⑤ 収支計画等

レイアウト計画に係る改修費等を含めた初期投資の資金計画及び事業開始3年間の収支計画を記載してください。

ア レイアウト計画に係る資金計画（初期投資）[出資金、借入金等の当初事業費調達方法等]（様式第10号）A4版縦・1枚

イ 事業年度ごとの収支計画（様式第11号）A3版横・1枚

ウ 賃貸借料提案価格※（様式第12号）A4版縦・1枚

エ 解体等を想定していて詳しいレイアウト図の提出が難しい場合は現状想定している施設規模や配置が分かる資料を提出してください。

⑥ 施設運営

施設運営に関して以下の点を必ず記載のうえ提出してください。

ア 開館日、開館時間を記載してください。

イ 事業の実施体制を記載してください。（人員等の配置体制等）

ウ 広報計画を記載してください。

エ その他中長期的な管理運営の考え方について記載してください。

※様式は特に定めませんので、任意の形式で提出してください。

(2) 事業実績に関する資料（様式第13号）A3版横・1枚

地域連携・貢献に係る実績、類似施設の運営実績や類似の取組実績がある場合、施設の概要、規模、スキーム（所有者、賃貸借の形態等）、運営期間等を記載してください。その他特にアピールしたい点などあれば記載してください。

7 選考（優先交渉権者の決定）

(1) 選考体制

市は、優れた提案内容の応募者を選定するため、外部委員及び市職員により構成される「旧中央小学校跡地活用事業に係る事業者公募審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

なお、審査委員会の委員名については、原則として非公開とします。

(2) 審査委員会の運営

審査委員会による審査は、応募者のノウハウ保護等の観点から、非公開とします。また、議事内容も非公開とします。

(3) 優先交渉権者の決定方法

次のとおり審査を実施します。

① 一次審査（結果通知郵送予定：1月上旬）

ア 書類審査

イ 全ての応募者に結果を書面により通知します。

② 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング予定：1月中旬）

ア プレゼンテーション及びヒアリング審査

イ 一次審査通過者について、二次審査を実施します。二次審査では、順位を決定し、最高順位の応募者を優先交渉権者として決定します。

ウ 二次審査の詳細については、一次審査を通過した応募者に別途連絡します。

(4) 優先交渉権者等の選考結果の通知及び公表

二次審査の結果については、二次審査を実施した応募者に書面により通知するとともに、事業提案者と協議の上、市のホームページで概要を公表します。

(5) 審査方針及び審査項目

提案内容について、次の審査方針及び審査項目に基づき審査を行います。

① 審査方針

応募された提案の審査は、以下の項目を基本として、具体的には②審査項目に基づき行うものとします。

- ア 事業の必要性が高く、経済波及効果が見込める内容であること。
- イ 地域貢献、地域活性化に即した内容であること。
- ウ 事業スケジュールや事業実施のために必要な財務基盤が妥当で、安定した事業運営ができること。

② 審査項目

審査項目及び審査基準を次の表に示します。

審査項目		審査基準
内容評価	基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画に掲げた6つの柱に関連した公共的な内容であること ・ 将来都市像である「新しい価値の創造都市・前橋」の具現化に寄与する内容であること ・ 公募要項を理解した内容であること
	活用内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時代背景を踏まえた内容で、必要性が高いものであること ・ 市民ニーズを把握した内容で、市民にとって利点がある内容であること ・ 活用事業により周辺地域や市全体への経済波及効果や活性化が見込める内容であること ・ 前橋駅前という好立地を活かした内容であること
	地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民あるいは市民を対象とした相互交流の内容が長期的に地域と良好な関係を築いていく内容であること ・ 地域住民の安全・安心、街並み等に配慮していること ・ 地域住民からの要望を踏まえた内容であること
確実性評価	事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業開始までのスケジュール、実施体制が妥当であること ・ 事業開始に必要な改修費等の資金計画が妥当であること ・ 事業開始までに必要な申請等の手続きに見通しが立っていること
	事業運営の確実性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業開始後の収支計画が妥当であること ・ 活用事業を行うにふさわしい体制を有していること ・ 事業継続のために必要な財務基盤が整っていること
価格評価		<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸借料提案価格及びその他解体経費等の負担額を総合的に判断します。

(6) 資格の喪失

次のいずれかに該当する場合、応募者は、審査を受ける資格、優先交渉権者となる資格を喪失するものとします。

ア 「5(2)①応募登録者の資格」を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 公正な審査に影響を与える行為があった場合

エ 他の応募者の提案を妨害するなど、手続きの遂行に支障をきたす行為があった場合

オ 企画、資金調達、設計、工事並びに経営及び管理運営等の業務を遂行するにあたって支障がある場合

8 基本協定の締結

(1) 事業計画の策定

優先交渉権者は、事業計画を策定し、市と協議の上、契約締結までに事業計画に係る基本協定を市と締結します。

事業計画は、企画提案に基づき、活用事業の基本方針、事業運営計画、事業実施スケジュール、施設計画等を定めたものです。

事業計画の策定にあたっては、市との協議に誠意を持って、かつ迅速に対応してください。

(2) 事業計画協議書の提出

優先交渉権者決定の翌日から1か月以内に事業計画協議書（事業計画の基本的事項、協議項目、課題等を整理したもの。）を提出してください。

(3) 基本協定の締結

令和4年(2022年)2月下旬を目途に、市と基本協定の締結を行います。市と協議して定めた事業計画に基づき、議会説明、地域説明会を行います。その後、最終的に契約を締結できるか調整します。

(4) 優先交渉権者決定の取消等

上記「(3)基本協定の締結」までに、優先交渉権者の責めに帰すべき事由により、事業計画協議書の提出がなされない場合、市は、優先交渉権者の決定を取り消すことがあります。

また、契約に関する協議を進めていく上で、折り合わないときは、双方協議の上で、優先交渉権者の決定を取り消すことがあります。

なお、優先交渉権者との協議が整わない場合、改めて公募手続等を行うこととします。

(5) 費用負担

事業計画協議に必要な書類の作成等に要する費用は、優先交渉権者の負担とします。

9 定期借家契約又は事業用定期借地権設定契約の締結

(1) 契約の締結

事業者は、原則として、内装等工事着手前までに定期借家契約を締結しなければなりません。内装等工事に着手する前に、建築基準法第3条第1項第3号に基づく指定を受けるため、市の関係課と十分な協議を行ってください。関係課の指示によるプランの検討及び申請書類作成等に係る費用は優先交渉権者の負担とします。

また、既存建物の解体を行う場合、原則として整備工事着手前までに事業用定期借地権設定契約を締結しなければなりません。解体工事に着手する前に、市の関係課と十分な協議を行ってください。関係課の指示によるプランの検討及び申請書類作成等に係る費用は優先交渉権者の負担とします。

なお、契約の締結をもって、優先交渉権者は事業者とします。

(2) 費用負担

上記(1)の契約締結及び履行に関して必要な費用は、事業者の負担とします。

(3) 着工時期等

事業者は、上記(1)の契約締結後、事業計画に定めた施設計画及びスケジュールに基づき、内装等工事に着手してください。

10 契約期間における義務

(1) 調査協力と活動報告

市は、事業者が目的に沿った活動をしているか、定期的又は必要と認めるときに調査できるものとします。この場合、事業者はこれに協力しなければなりません。

(2) 事業計画の変更

事業者は、提出した事業計画の内容を変更しようとするときは、事前に書面により市の承諾を得てください。

11 契約満了後の再契約

市と事業者は、契約満了前に再契約について協議を行うこととします。

12 業務継続が困難となった場合の措置

(1) 事業者の責めに帰すべき事由による場合

事業者の責めに帰すべき事由により、提案した計画を誠実に履行しなかった場合、その他本施設における活用事業の継続が困難になった場合は、市は契約を解除することができるものとします。その場合、関係者に生じた損害は原則として事業者が賠償するものとします。

なお、原状復帰等に関しては、「4 (12) 契約満了時の留意事項」と同様に扱います。

(2) 事業者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力など、市及び事業者双方の責めに帰すことのできない事由により、活用事業の継続が困難になった場合、継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除することができるものとします。

13 問い合わせ先一覧

区 分	関係機関	電話番号
公募要項に関すること	前橋市 未来創造部 政策推進課 政策連携係	027-898-6003
既存建物の管理に関すること	前橋市教育委員会事務局 教育施設課 管理係	027-898-5804
建築確認手続きに関すること	前橋市 都市計画部 建築指導課 審査監察係	027-898-6754
開発許可に関すること	前橋市 都市計画部 建築指導課 開発係	027-898-6758
屋外広告物・景観に関すること	前橋市 都市計画部 都市計画課 景観・歴史まちづくり係	027-898-6974
埋蔵文化財に関すること	前橋市教育委員会事務局 文化財保護課 埋蔵文化財係	027-280-6511
消防法に関すること	前橋市消防局 予防課 設備指導係	027-220-4508
水道に関すること	前橋市水道局 水道整備課 計画管理係	027-898-3043

14 担当、受付窓口

前橋市 未来創造部 政策推進課 政策連携係

担 当：須藤、川崎

〒371-8601

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号 市庁舎5階

電 話：027-898-6003（直通）

F A X：027-224-3003

E - m a i l：seisaku@city.maebashi.gunma.jp

事業者公募要項質問書

件名	旧中央小学校跡地活用事業 事業者公募要項	質問日	令和 年 月 日	整理 N o	—
質問者	事業者名：		担当者名：		
質問内容					
項目	(公募要項ページ・項目)				
内容					

※ 質問事項は本様式一枚につき一問とし、質問者の意図が明確に伝わるようにしてください。

（あて先）前橋市長

応募登録申込書

「旧中央小学校跡地活用事業事業者公募」に応募登録したいので、申込みます。

事業者名

住所（所在地）

商号又は名称

代表者

職・氏名

事務担当責任者の連絡先

所 属

氏 名

電話番号

F A X 番号

電子メール

アドレス

（あて先）前橋市長

応募登録申込書

「旧中央小学校跡地活用事業事業者公募」に応募登録したいので、申込みます。

代表企業名

所在地

商号又は名称

代表者

職・氏名

担当者部署・氏名

担当者連絡先

担当者メールアドレス

<グループ構成>

	商号又は名称 所在地 代表者職・氏名	分野
代表企業名		
企業名		

応募団体の概要

事業者名	
代表者職氏名	
設立年月日	年 月 日
資本金	円
従業員数	総数 人（うち非常用従業員）
主たる業務内容	
事業経歴 ※主な経歴を記載してください	
主要取引先	

※ 1 枚で収まらない場合は、改行して複数枚として提出しても構いません。

※ 他に応募団体の概要を紹介したパンフレット等があれば提出してください（任意）

※ グループとして応募する場合には、全ての構成企業について提出してください。

(あて先) 前橋市長

資格基準を満たす旨の誓約書及び
調査同意書

住所(所在地) _____

商号又は名称 _____

代表者
職・氏名 _____ (印)

旧中央小学校跡地活用事業の事業者公募への応募登録にあたり、下記の参加基準をすべて満たすことを誓約します。また、下記の事項につき関係機関に市が調査照会することを同意します。
記

- ア) 提案施設の設計・建設及び賃貸借期間中に継続して管理運営ができる十分な資金力と経営能力、優れた企画力を有し、かつ、計画の実現について過去の経歴及び実績並びに社会的信用を有する者であること。
- イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4で規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者等でないこと。
- ウ) 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。
- エ) 会社更生法(昭和21年法律第172号)、民事再生法(平成11年法律第222号)等に基づく更生又は再生手続を行っている法人でないこと。
- オ) 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全と判断される法人でないこと。
- カ) 公租公課を滞納していないこと。
- キ) 後述する事業者公募審査委員会の審査委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問となっている営利法人その他の営利組織でないこと。
- ク) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当しないこと。
- ケ) 公募要項の内容及び関係法令を遵守できること。
- コ) 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に記載する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団等」という。)には該当しません。
- サ) 複数の団体からなるグループとして登録する場合は、書面により定め、代表の団体を設定することとし、この代表団体は法人格を有するものとします。ただし、応募登録者の要件を満たさない団体等が含まれるグループは登録不可とします。また、同一の団体等が複数のグループに属して登録すること及び別途単独で登録することは不可とします。
※グループとして応募する場合には、全ての構成企業について提出してください。

（あて先）前橋市長

応募登録辞退届

「旧中央小学校跡地活用事業事業者公募」の応募登録を辞退したいので届け出ます。

事業者名

住所（所在地）

商号又は名称

代表者

職・氏名

事務担当責任者の連絡先

所 属

氏 名

電話番号

F A X 番号

電子メール

アドレス

【辞退理由】 ※辞退に至った理由を極力詳細に記載してください。

（あて先）前橋市長

応募登録辞退届

「旧中央小学校跡地活用事業事業者公募」の応募登録を辞退したいので届け出ます。

代表企業名

所在地

商号又は名称

代表者

職・氏名

担当者部署・氏名

担当者連絡先

担当者メールアドレス

<その他グループ構成企業>

	商号又は名称 所在地 代表者職・氏名
企業名	
企業名	
企業名	
企業名	

【辞退理由】 ※辞退に至った理由を極力詳細に記載してください。

（あて先）前橋市長

応募申込書

事前に応募登録している「旧中央小学校跡地活用事業事業者公募」に必要な書類を添えて、応募申込みします。

事業者名

住所（所在地）

商号又は名称

代表者

職・氏名

事務担当責任者の連絡先

所 属

氏 名

電話番号

F A X 番号

電子メール

アドレス

（あて先）前橋市長

応募申込書

事前に応募登録している「旧中央小学校跡地活用事業事業者公募」に必要な書類を添えて、応募申込みをします。

代表企業名

住所（所在地）

商号又は名称

代表者

職・氏名

担当者部署・氏名

担当者連絡先

担当者メールアドレス

<グループ構成>

	商号又は名称 所在地 代表者職・氏名	分野
代表企業名		
企業名		

（あて先）前橋市長

応募取下届

「旧中央小学校跡地活用事業事業者公募」の応募申込みを取り下げたいので届け出ます。

事業者名

住所（所在地）

商号又は名称

代表者

職・氏名

事務担当責任者の連絡先

所 属

氏 名

電話番号

F A X 番号

電子メール

アドレス

【取下理由】※取下に至った理由を詳細に記載してください。

（あて先）前橋市長

応募取下届

「旧中央小学校跡地活用事業事業者公募」の応募申込みを取下げたいので届け出ます。

代表企業名

所在地

商号又は名称

代表者

職・氏名

担当者部署・氏名

担当者連絡先

担当者メールアドレス

<その他グループ構成企業>

	商号又は名称 所在地 代表者職・氏名
企業名	
企業名	
企業名	
企業名	

【取下理由】※取下に至った理由を詳細に記載してください。

基本的な考え方

団体・グループ名		
(1)施設名称 ※仮称で構いません	(2)事業の目的・理念	
<div data-bbox="660 533 1341 663" style="border: 1px solid black; background-color: #ADD8E6; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ A 3 横版 3 枚以内で作成してください。 ・ この注意書きは応募時には削除してください。 </div>		
<p>(3) 事業概要</p> <p>※公募要項P26審査項目の「活用内容」に関する審査基準の各項目に即した考え方を記載</p>		
総合計画該当区分※		※事務局記載欄

地域貢献概要書

団体・グループ名	
<p>地域貢献概要</p> <p>※公募要項P26審査項目の「地域貢献」に関する審査基準の各項目に即した考え方を記載</p> <div data-bbox="750 742 1431 888" style="border: 1px solid black; background-color: #e0f2f7; padding: 10px; text-align: center;"><ul style="list-style-type: none">・ A3横版 1枚で作成してください。・ この注意書きは応募時には削除してください。</div>	

レイアウト計画に係る資金計画(初期投資)

団体・グループ名	
----------	--

資金計画 (当初事業費概算内訳)		資金調達計画		
項目	金額 (千円)	項目	調達先	金額 (千円)
設計・監理費		出資金		
内装工事費		借入金		
設備工事費		自己資金		
その他関連工事費		保証金		
什器・備品購入費		その他		
公租公課				
人件費				
〇〇費				
〇〇費				
合 計		合 計		

・ A4縦版1枚で作成してください。
 ・ この注意書きは応募時には削除してください。

※当初事業費概算額に関して、出資金、借入金等の調達方法を記載してください。必要に応じて項目追加等を行ってください。

事業年度ごとの収支計画

※施設整備が完了し事業開始後の収支計画について記載してください

団体・グループ名	
----------	--

【収入計画（単位：千円）】

項 目	1 年目		2 年目		3 年目以降	
	金額	積算等	金額	積算等	金額	積算等
(1)						
(2)						
(3)						
(4)						

・ A 3 横版 2 枚以内で作成してください。
 ・ この注意書きは応募時には削除してください。

【支出計画（単位：千円）】

項 目	1 年目		2 年目		3 年目以降	
	金額	積算等	金額	積算等	金額	積算等
(1) 建物維持管理費						
(2) 修繕費						
(3) 人件費						
(4) 公租公課						
(5) 支払利息						
(6) 損害保険料						
(7) 売上原価						
(8) 借入金返済額						

（あて先）前橋市長

貸貸借料提案価格

提出者

住所（所在地）

商号又は名称

代表者

職・氏名

事務担当責任者の連絡先

所 属

氏 名

電話番号

F A X 番号

電子メール

アドレス

「旧中央小学校跡地活用事業事業者公募」について、下記の価格にて貸貸借することを提案します。

貸貸借料提案価格（月額） ※消費税及び地方消費税を除いた額	円
----------------------------------	---

（あて先）前橋市長

貸貸借料提案価格

代表提出者名

所在地

商号又は名称

代表者

職・氏名

担当者部署・氏名

担当者連絡先

担当者メールアドレス

<その他グループ構成企業>

	商号又は名称 所在地 代表者職・氏名
企業名	
企業名	
企業名	

「旧中央小学校跡地活用事業事業者公募」について、下記の価格にて貸貸借することを提案します。

貸貸借料提案価格（月額） ※消費税及び地方消費税を除いた額	円
----------------------------------	---

事業実績に関する資料

団体・グループ名	
<p>※類似施設の取組実績、運営実績、地域連携・貢献に係る事業実績があれば、その概要を記載。その他特にアピールしたい点があれば記載。</p> <div data-bbox="779 687 1460 815" style="border: 1px solid black; background-color: #e0f2f1; padding: 10px; text-align: center;"><ul style="list-style-type: none">• A3横版1枚以内で作成してください。• この注意書きは応募時には削除してください。</div>	

(あて先) 前橋市長

建物譲渡提案価格

提出者

住所(所在地)

商号又は名称

代表者

職・氏名

事務担当責任者の連絡先

所 属

氏 名

電話番号

F A X 番号

電子メール

アドレス

「旧中央小学校跡地活用事業事業者公募」について、下記の価格にて建物の譲渡について提案します。

建物譲渡提案価格 ※消費税及び地方消費税を除いた額	円
------------------------------	---